

◆KAP よくある質問◆

Q1 「地域×アート」をコンセプトとした文化芸術活動とはどういうことですか。

A KAP 助成事業のめざすところは「文化芸術に親しむ機会を増やす」「文化芸術で地域を元気にする」です。

KAP の考え方、目指す方向性としては、「文化芸術の力で地域のよさを見直すことができる事業」「多くの人々が足を運ぶような事業」としています。

具体的には、例えば「地域住民の皆さんが主体となって取り組む、創造的な文化芸術活動で、その地域の自然や町並み、歴史・文化など地域資源を生かし、新たな地域貢献や地域の活性化に資する」ものや、地域内の美術館や図書館、ギャラリーなどが連携し、イベントと同時に町歩きも楽しんでもらう事業、地域の休廃校、寺社仏閣、海岸などを会場にして行う事業、をイメージしていただくともよいかもしれません。食文化、遺跡や史跡、伝説や言い伝えなどの活用もよいと思います。

Q2 具体的にはどのような事業が対象になりますか。

A 【期間】芸術祭会期中に【場所】県内各地で行われる【内容】文化芸術ジャンル(音楽、美術、映画、文芸、郷土芸能、郷土史、食文化等)に関する催しとなります。

地域の歴史や文化、郷土食など、地域文化の魅力を再発見し、発信していくことを目的とし、地域活性化をめざす文化芸術事業で、①[地域×アート]をコンセプトにし、②営利、宣伝を目的としないもの、③特定の政治又は宗教活動を目的としないーこの3つの条件を満たすものとなります。

過去の催しについては高知県芸術祭ホームページをご覧ください。

(参照:「交付要綱第3条及び「助成金申請の手引き」P1「助成の対象となる事業」)

Q3 地元のお祭りを広報するパンフレットや動画作成も対象になりますか。

A パンフレットや動画の作成だけでなく、その基となるお祭りや郷土芸能を会期中に実施し、申請内容に含めてください。

Q4 自己資金がなくても、申請できますか。

A 自己資金(自己負担)がなくても、申請はできます。ただし、助成金の支払は、事業がすべて終わった後、支払った請求書と収支決算書(第7号様式)に基づいて交付額を決定しますので、一旦はお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。

なお、助成金の2分の1を超えない範囲での概算払いも可能です。(参照 Q13)
また、収支の状況によっては交付額が満額にならない場合もあることも、あらかじめご理解、ご了承ください。

Q5 採択回数に制限はありますか。

A 幅広く助成するために同一団体等の同一事業に対する助成の採択回数は、原則最大4回までとしています。

(参照:「助成金申請の手引き」P3「同一事業の採択回数などについて」)

Q6 採択される団体等は何団体ですか。

A 予算の範囲内とし、令和7年度は14団体をめどとしています。(あくまでもめどなので、14団体以下の場合もあります。)

Q7 アルバイト代や出演者等への謝金等金額の基準はありますか。

A 常識の範囲内の金額と考えています。

金額によっては内容等を確認させていただく場合があります。

Q8 飲食店を営んでいる申請団体のメンバーが、その飲食店が提供したケータリング代は対象経費と認められますか。

A 飲食に限らず、印刷やデザイン、その業務を生業とするメンバーによる費用は対象となります。飲食費は弁当や当日のケータリング(軽食)に限り、懇親会や打ち上げの費用は対象外です。 ※弁当代、ケータリング代は常識の範囲内での金額とします。また、酒類は対象外です。

(参照:「助成金申請の手引き」P2「助成対象外経費」)

Q9 申請者が居住地以外の遠方で事業を計画している場合、申請者の宿泊代は対象経費と認められますか。

A 宿泊が前日に設営準備等で現地入りしなければならないといった正当な理由であれば、対象経費と認められます。

Q10 事業内容の変更はどこまで認められますか。

A 認められるのは、日時、会場、演目等のやむを得ない変更です。変更する内容について、変更申請書(第4号様式)を提出してください。

なお、変更内容が採択の根幹に関わるような内容であれば助成金の交付決定を取り消す場合があります。例えば、地域性を考慮されて採択された事業なのに、会場が東部中山間地域から、西部都市部への変更や事業目的そのものが変更となる場合などです。

(参照:交付要綱第7条及び「助成金申請の手引き」P4「事業変更・中止について」)

※中止する場合は、中止申請書(第5号様式)を提出してください。

Q11 収支予算に変更がある場合はどうすればよいですか。

A 採択された事業を変更なく準備・実施しても予算と異なった金額(経費の増減)はありえます。この場合は、途中の変更申請は必要ありません。実績報告のときに収支決算書(第7号様式)にその金額を記載してください。

Q12 交付決定金額が30万円でしたが、収支予算書で計上していた会場借り上げ料の免除等で支出の合計が25万円程度になりました。変更申請が必要だったのではないのでしょうか。

A この場合もQ11と同様に変更申請は必要ありません。

実績報告で実際の金額を報告してください。担当者が提出いただいた領収書等の証拠書類を確認して、25万円に減額した額の確定を通知します。助成金の支払いも25万円となります。

Q13 事業実施に必要な資機材を購入する資金が不足していますが、助成金の前払いはできますか。

A 事業の目的を達成するために必要があると認められる場合は、助成金の2分の1を超えない範囲で概算払いをすることができます。概算払いの理由を添えて概算払請求書(第9号様式)を提出してください。

(参照:交付要綱第12条及び「助成金申請の手引き」P5「概算払いについて」)

Q14 要綱の別表に記載されていない事業実施に必要な経費があるのですが……。

A 要綱の別表にある項目ごとの内容は参考例ですので、疑問のある場合は事務局にお問い合わせ

せをお願いします。

※支出した費用が対象になるかどうか分からないときは、お問合せください。